札幌地方裁判所地方裁判所委員会(第26回)議事概要

- 1 日時
 - 平成23年1月26日(水)午後2時15分から午後4時30分まで
- 2 場所
 - 札幌地方,家庭裁判所小樽支部3階大会議室
- 3 出席者
 - (委員)石川 學,今川かおる,岡 俊介,岡田美知子,齋藤 隆,坂本和之,高田 博嗣,肘井博行,松井英美子,吉田克己,渡辺 康(五十音順 敬称略)
 - (説明者)小樽支部長大嶋洋志,小樽支部庶務課長田代 康,事務局長矢野哲郎,民事 首席書記官上田俊明,刑事首席書記官半藤政一,経理課長高柴浩和
 - (庶務)安藤正樹,石戸谷 渉
- 4 議事トピックス
 - (1) 第26回委員会においては,新営された小樽支部庁舎を見学し,「利用しやす い裁判所施設」というテーマの下,より利用しやすくするための改善点等につい て意見交換しました。
 - (2) 次に,「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」,「司法改革大阪各界懇談会」からのアンケート調査について,質疑応答がありました。
 - (3) 次回委員会は、「札幌地裁における裁判運営について、本庁と支部のそれぞれ の立場からどのような配慮をすべきか」というテーマの下、事件処理について当 事者がより利用しやすくするための運営上の改善点等がないかについて協議する こととなりました。

(議事概要は,次ページ以降に記載しています。)

5 議事等

(以下,発言者は, :説明者, :委員長, :委員, :庶務と表示)

(1) 新委員の自己紹介

新たに委員となった高田委員及び坂本委員から自己紹介があった。

(2) 庁舎見学

経理課長高柴浩和から,小樽支部庁舎の概要について説明があった後,庁舎を見学 した。

(3) 意見交換

小樽支部長大嶋洋志から,小樽支部の概要について説明があった後,庁舎を見学しての感想等について意見交換がなされた。

家事事件の申立人と相手方やDVや暴力を振るう当事者とのニアミスをどう回避するのか気になっていましたが、とてもよく工夫されていて、素人が考えるような点についてはクリアされていると感じました。あと、事件数などは結構多いようですが、その割には事務スペースがあまり広くなく、書記官の方々は大変なのではないかと思いました。

柔らかな色合いの中にも威厳があり,とても配慮が行き届いた造りだと感心しました。私も家裁の関係者が出会わないかどうかは気になっていましたが,説明を聞いて安心しましたし,とても細かいところに配慮があって感心しました。

大変広くてきれいで,設備が整っていると思いました。一つ気になったのが,少年審判廷で,少年の座る席と被害者,ご遺族の方の座る席がかなり近いなと感じました。被害者によっては感情的になっている方もいらっしゃるので,実際の事件では配慮していただけるのでしょうが、検察官としてはちょっと怖いなと思いました。

そのような意見を踏まえて、今後書記官や調査官を交えて協議したいと思います。 通常、法廷に窓がないのは、プライバシーへの配慮、盗撮などの防止と逃走防止 のためと司法修習生に教えてきましたが、この法廷には窓があるので、そういった 点も多少気になりました。

法廷の窓については、開廷中はカーテンを閉める扱いになっていますが、今後も十分配慮していきたいと思います。

法廷が高い階にあるから逃走の恐れはあまりないと考えてよいのでしょうか。壁 一面が窓なので開放感がありますが、法廷には窓がないと思っていたので、びっく りしました。

法廷に窓はあった方がいいと思いますか。

あった方がいいとは思いますが,盗撮や逃亡の防止の関係もあるので,どちらと

も言えませんが。あと,車椅子に対応した法廷の傍聴席やトイレなど,身体が不自由な方にもとても配慮されており,これからの裁判所だと感じました。

法廷の窓は,通常は人が出ることができないような角度までしか開かないような 造りになっています。また,庁舎内はすべてバリアフリーとなっており,庁舎の入 り口から高低差がなく,スロープ自体が不要の設計となっています。

これは小樽支部に限った話ではありませんが、昔と比べて法壇が低くなっていて、非常に威圧感がなく、感心しました。また、通常の法廷は何度も見たことはあるのですが、初めて少年審判廷を見せていただいて、少年と裁判官との距離感や高低差がなく、非常に配慮された造りで、感心しました。さらに、先ほどの説明で小樽支部管内はお年寄りや女性の割合が多いとのことでしたが、トイレや2本の手すり、エレベーターなど配慮された造りで、非常に感心しました。最後に、傍聴席のいすが適度に堅くて座り心地がよかったです。

確かに昔は法壇が高かったですが、それから比べるとずいぶん低くなっていて、 威圧感がなく、また、法廷内も明るくていいなという感じがしました。いつころか らこのような傾向になったのでしょうか。また、そのねらいは何でしょうか。

法壇の高さについては、裁判員制度の導入に当たって、法廷を改修する際に検討されたようです。当支部においても、仮庁舎の法廷の法壇はかなり低く、床から30センチメートル程度の高さでした。法壇を低くすると、できるだけ和やかな雰囲気で、また諭すような感じで当事者と接することができるのではないかと思います。また、裁判官の意識としても、上からの目線ではなく、同じ国民同士の目線でという意識を持つことによって、裁判に対する臨み方や心構えも変わってくるのではないかと思います。それは、裁判員の方々にとっても同じようなところがあるのではないかと思います。

裁判員制度の導入にあたり,一般市民の方々が法壇に立たれたときにどう感じるかということを検討して裁判員法廷を設計したことから,それ以降に工事を実施した法壇はこのような高さとなっています。

当事者が利用しやすいように努力されているという印象を受けましたが、それに対して相当なお金を使っているとも感じました。これだけお金を使うのであれば、もっと他に使うべきところもあるのではないかということも指摘しておきたいと思います。また、法壇の高さについては、裁判所が国民との関係をどのように考えているのかが反映されているのではないかと思います。戦後は、法壇が今よりもっと高かった時期もあったのではないかと思います。あと、小樽支部に配置されている裁判官の人数を教えてください。

当支部には,判事が1名,特例判事補が1名,簡易裁判所判事が1名配置されています。

合議の裁判をする際は,もう1名は本庁からてん補してきているということでいいでしょうか。

はい。合議の開廷日は週に1回となっていますが,実際には毎週開廷するほどの事件数がない状況であり,当支部に左陪席裁判官を配置するまでの必要がありません。そこで,合議の開廷日に本庁の左陪席裁判官がてん補という形で派遣されてきて,合議の法廷を開いています。

すると,基本的には,裁判官2名で地裁の民事,刑事事件,家裁の家事,少年事件を処理しているということですか。

はい。簡裁の事件については、簡易裁判所判事が担当しています。

単純に考えれば,裁判官一人当たり,相当の受け持ち件数になるのではないかと 思いますが,本庁の裁判官と比べてどうでしょうか。

支部では一人の裁判官が様々な種類の事件を受け持っていることから,単純に比較することは難しいです。例えば民事訴訟,刑事訴訟といった事件の種類ごとでは本庁の裁判官よりはるかに受け持ち件数は少ないですが,様々な種類の事件の受け持ち件数を合わせると,本庁の裁判官と同じくらいの仕事量であると思います。

裁判員裁判以外に、小樽支部で取り扱わない事件の類型を教えてください。

まず、行政訴訟及び簡裁民事第一審に対する控訴事件については本庁で取り扱うことになっています。これらは、最高裁の規則で全国一律に決まっているものです。それ以外に、労働審判事件は当庁の支部では取り扱っていません。これは、民間から労使の専門家に労働審判員として参加してもらう制度であり、その人材確保の観点から、本庁で一括して取り扱っています。また、不動産競売や債権執行などの執行事件についても、数年前までは支部で取り扱っていましたが、現在は本庁でのみ取り扱っています。それは、専門部のある本庁で事件を集約して処理することにより、迅速、かつ、効率的に事件を処理するためです。実際に、本庁集約後、売却率は向上し、審理期間も短縮しており、迅速化、効率化が図られたと考えています。

私たち一般の人にとって,裁判所の中のことはよく分かりませんでしたが,法廷の窓の有無の意味や法壇の高さなど,いろいろと勉強させていただきました。法壇の高さについては,そこに座る方の意識の方がその高さに影響するのかななどと考えさせられました。一つ引っかかったのが,少年審判廷については,少年と被害者の席があまりにも近くて,ちょっとびっくりしました。

法壇の高さについては,裁判所としての考え方が外部に表れると思いますので,

低くしていくのは大変いい方向だと思います。他方で、みんなで一緒にという方向であれば、むしろラウンドテーブル法廷がいいということになるのでしょうが、全部の事件がラウンドテーブル法廷でということにはならないでしょう。やはり裁判官と裁判を受ける人の間には非対称性があるわけで、それが正しいのではないかと思います。ただ、それは権力の有り無しという意味での非対称性ではなくて、正義を実現する存在としての裁判官ということが、形の上で多少の違いとなっているのではないかと思いますし、そうあってほしいと思います。バリアフリーについては、裁判所に限らず、建物を新築すればどこでもやるのでしょうが、この庁舎はかなりちゃんとされていると思いました。家裁のラウンドテーブル法廷について、一つだけある入口の鍵をかけて警備できるような形で使うという点はとてもいい工夫だと思いました。他の裁判所がどうなっているかは分かりませんが、全国的にも学べる点なのではないかと思いました。家裁や破産手続のDVDによる手続説明については、すごく有効だと思います。ベビーベッドなどについても、とても利用者に優しいと思います。あとは、宣伝ということではないですが、それらの設備があるということを利用者に知ってもらう方法を考えたらいいのではないかと思いました。

通常法廷とラウンドテーブル法廷の使い分けについては,何か基準はあるのでしょうか。

私は、民事訴訟については、原則としてラウンドテーブル法廷を使用するように しています。ただし、証人尋問については、録音等の設備の関係から、マイク等が あらかじめ設置されている通常法廷を使用しています。

裁判長の判断でどちらの法廷を使ってもいいのでしょうか。

そうです。通常法廷もラウンドテーブル法廷もいずれも法廷ですので,訴訟法上の位置づけは全く変わりありません。ただ,ラウンドテーブル法廷では,ラウンドテーブル法廷ならではのメリットを生かすために,あえて法服を身に付けないで,スーツ姿で行き,当事者と同じ目線で,同じテーブルの上で書面をやり取りできる,お互いに発言できる,当事者の方も言いたいことが言えるようにという雰囲気作りをすることができます。そのため,法廷では法服を着用することが原則になってはいますが,ラウンドテーブル法廷では法服を着用しない裁判官が現在では多数だと思います。

外国の例を見ても両方あるようで,ドイツだとラウンドテーブル法廷に近いような形だし,一方,フランスだとかちっとした感じで,法服もきちんと身にまとい, 法壇も高いというような形です。その使い分けが重要なのだと思います。

通常,第1回口頭弁論は通常法廷で行い,第2回以降の続行期日は主張整理を兼

ねてラウンドテープル法廷で口頭弁論や弁論準備手続を行うということが多いので はないでしょうか。

私は,第1回口頭弁論からラウンドテーブル法廷で行っています。それは,いろんな種類の事件を効率よく進めることができるからです。第1回だから通常法廷に移動してというのでは時間のロスにもなりますし,第1回から話合いの雰囲気になって,和解の方向に進むこともありますので,裁判官によっては第1回口頭弁論は通常法廷でというスタイルの方もいらっしゃいますが,私は,第1回口頭弁論からラウンドテーブル法廷で行うことが可能な事件については,ラウンドテーブル法廷で行っています。

平成18年以降,地裁の刑事事件が激減しているようであり,治安がよくなったということだけでは説明できないのではないかと思いますが,この理由について何か考えられることはありますか。

その一つとして,刑事事件は全国的に減少傾向にあるということが言えると思います。また,裁判員裁判が本庁で処理されていることも関係しているのではないでしょうか。

従前,当支部で取り扱っていた裁判員裁判対象事件は年2件前後であり,統計上大きな影響は与えていないと思っています。全国的な傾向として刑事事件が減少していることに加え,当支部管内で特徴的な点として,老年人口の割合が高く,少年人口,壮年人口の割合が道内主要都市の中でそれぞれ最低であるということから,少年事件の減少という現象も起きており,そもそも刑事事件自体が少なくなっているというのが大きな理由だと考えています。

本庁,支部ともに刑事事件全体の件数は減少しています。

ちょっとした大きな事件が起きれば,事件数は一気に増えるので,もしかしたら 平成18年の件数が突出していた可能性もあるのではないでしょうか。

それと関連するかもしれないですが,令状請求事件自体の件数が減少しており, 犯罪の発生率がそもそも減少していることと関係があると思います。

刑事事件の件数については,振り込め詐欺や窃盗などの余罪の数といった偶然の 事情によって大きく増えることがあるのではないでしょうか。

私の印象で言えば,昔の方が余罪を話す人が多かったのではないでしょうか。そして,それが検挙件数の高さにつながっていたのではないでしょうか。最近では, 常習者であっても,余罪をあまり自供しない人が多くなったような印象があります。

今回,皆さまから様々な意見をいただき,私たちとしても心強く思った点もありますし,今後も,より使い勝手のいい,利用しやすい裁判所を目指して努力してい

きたいと考えています。また,何かありましたら,この委員会の場で指摘していただければと思います。

(4) 地裁委員会に対するアンケートについて

外部団体から当地裁委員会に対するアンケートが寄せられたが,次回委員会において回答の可否を含めて検討することになった。

(5) 次回のテーマについて

次回は弁護士会が考える裁判所の支部の在り方をテーマとして入れてほしいと思います。道内の裁判所が抱えている問題点として新聞などで特集されているところでもあり、日弁連でも裁判官の常駐を、と問題意識を持っている点です。道内の裁判所には、裁判官が常駐していないところも多くあります。実際に裁判官が常駐していない支部でどういうことが起きているのか、まさに裁判所を利用する市民にとってどういう状況になっているのかを報告させていただきたいと思っていますし、報道機関の方々がなぜこの時期にこの問題を取り上げたのか、どのような問題意識を持っているのかを併せて協議いただければと思います。

この委員会は札幌地方裁判所の委員会ですから,全国的な話や道内の他の地家裁の問題について検討する場ではありませんので,札幌地裁の事件の扱い方で市民の方々が利用するのに困る点があるのかないのかということや,事件処理がよりうまくいくようにするためにはどういう工夫が必要かということについて,本庁と支部との関係という観点から議論していただければと思います。

そこで,次回のテーマとしては,札幌地裁における裁判運営について,本庁と支部のそれぞれの立場からどのような配慮をすべきかということで取り上げたいと思います。その中で,どのような問題が取り上げられるかは,委員の方々から意見を言っていただく中で,それぞれの考えを述べていただくということにしたいと思います。

(6) 次回の予定について

次回は、平成23年6月2日午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。